

平成 29 年 9 月 25 日

消費者機構日本と株式会社 I-ne との裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、株式会社 I-ne（以下「I-ne」という。）に対し、I-ne が販売する頭髮洗淨剤「BOTANIST シャンプー&トリートメント」（以下「本件商品」という。）の容器に貼付されている宣伝シール及び詰替え用パッケージのいずれにも表示されている以下の①及び②の表示（以下総称して「本件表示」という。）について、①の表示については、②の表示があるとしてもその文字ポイントは非常に小さく目に入りにくいいため、非常に大きな文字ポイントによる①の表示だけが目に入ることとなり、表示全体として見れば、本件商品には「天然植物由来」の成分が非常に多量・高濃度に配合されていると一般消費者を誤認させる可能性が高く、また、②の表示については、他社の同種又は類似の商品と比較して「植物由来成分」がより多い割合で配合されているか否か、「90%」のうち何%の「植物由来成分」が配合されているのか、一般消費者は確認することができないことから、一般消費者に「植物由来成分」が多量に配合されているとの印象を与える可能性があり、本件表示は、本件商品の品質等について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示だと評価されるなどとして、不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する優良誤認表示に該当するとして、同項の規定に基づき、本件表示の改善を求めた事案である。

- ① 天然植物由来成分 90%以上
- ② 90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成

## (2) 結果

消費者機構日本と I-ne は、平成 29 年 8 月 1 日に別紙のとおり合意した。

### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号：9010005008351）

### 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社 I-ne（法人番号：6140001082869）

### 4. 当該裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

#### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

## 合意書

株式会社 I-ne (以下、甲という)、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本 (以下、乙という) は、下記事項につき合意する。

### 記

第1条 甲は、「BOTANIST シャンプー&トリートメント」に添付されている下記枠内の表示を含む宣伝シールを2017年8月の当該製品の出荷時より使用しないこと、そして詰め替え用パッケージに表記されている下記枠内の表示を2017年9月末日までに削除することを各約束する。

- ・「天然植物由来成分 90%以上」と目立つ大きな文字ポイントで表示。
- ・その下に極小の文字ポイントの注釈で、「90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成」と表示。

第2条 甲は、「BOTANIST シャンプー&トリートメント」について、前条で削除することを約束した表示と同趣旨の表示を、甲のウェブサイト及び宣伝物においても行わない。

第3条 甲は、自らの従業員等に対し、従業員等が前掲第1条及び第2条の趣旨に沿った業務を行うよう、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第4条 甲が前掲第1条及び第2条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、双方合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

第5条 乙が本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している宣伝シール、パッケージデザイン等の宣伝物の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2017年 8 月 / 日

甲) 大阪府大阪市中央区南船場3丁目12-22  
心齋橋フジビル8F  
株式会社I-ne  
代表取締役 大西 洋平

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田 寿昭